

## 令和5年度JAS構造材実証支援事業 (二次募集) 受付終了!!

- 二次募集の募集期間は、当初6月16日を締切日としておりましたが、予算の関係から6月14日(水)で募集が終了となりました。

### 活用拡大宣言への登録

JAS構造材実証支援事業では、活用拡大宣言への登録と実証支援事業での事業申請と助成金交付申請の手続きが必要です。

- 助成金交付申請(使用したJAS構造材に応じた助成金)
  - 第一次募集 令和5年 9月29日(金) 必着
  - 第二次募集 令和5年 11月30日(金) 必着

### 1 事業の概要

JAS構造材活用拡大宣言事業における登録事業者が、次の7つのJAS構造材の普及及び建築物の構造材部材として使用する場合、木材の調達費が助成されます。

- 1 機械等級区分構造用製材
- 2 枠組壁工法構造用製材  
及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(2×4製材)
- 3 直交集成板(CLT)
- 4 構造用集成材
- 5 構造用単板積層材(構造用LVL)
- 6 構造用合板
- 7 構造用パネル

## 2 申請できる事業者の条件

本事業に申請できるのは、実証事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を全て満たした施工者です。

建築工事業、または大工工事業の建築業の許可を受けた法人格を有する事業者

- ア) J A S 構造材活用宣言事業で登録を受けた事業者
- イ) 実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に実施できる事業者
- ウ) 実証事業の経理その他事務について、適切な管理体制と処理能力をもつ事業者
- エ) 独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていない事業者
- オ) 建築確認申請書または建築工事届で、施工者と確認できる事業者またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

## 3 対象物件

本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を全て満たす物件が対象。

本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を全て満たす物件とする。

- ア) 建築確認申請書又は建築工事届の建築主が国に該当せず、建築物の用途が本事業の規定に沿う建築物
- イ) 3階以下の戸建て居住専用住宅および事業用併用住宅を除く建築物
- ウ) 建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けていない建築物（国の資金が含まれない地方公共団体の財源による単独事業の助成は可）
- エ) 助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が10㎡を超える建築物
- オ) 指定する構造部位で、J A S 構造材を使用した建築物
- カ) 建築主が事業の成果の公表に同意した建築物
- キ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出する建築物

## 4 申請書の提出先

申請書の提出先は、岩手県木材産業協同組合です。

【担当】 岩手県木材産業協同組合  
業 務 課 高岡 良美  
専務理事 伊藤 節夫  
電 話 019-624-2141

詳細は、一般社団法人 全国木材組合連合会のホームページにあるJAS構造材実証支援事業をご覧ください。

[www.zenmoku.jp](http://www.zenmoku.jp)